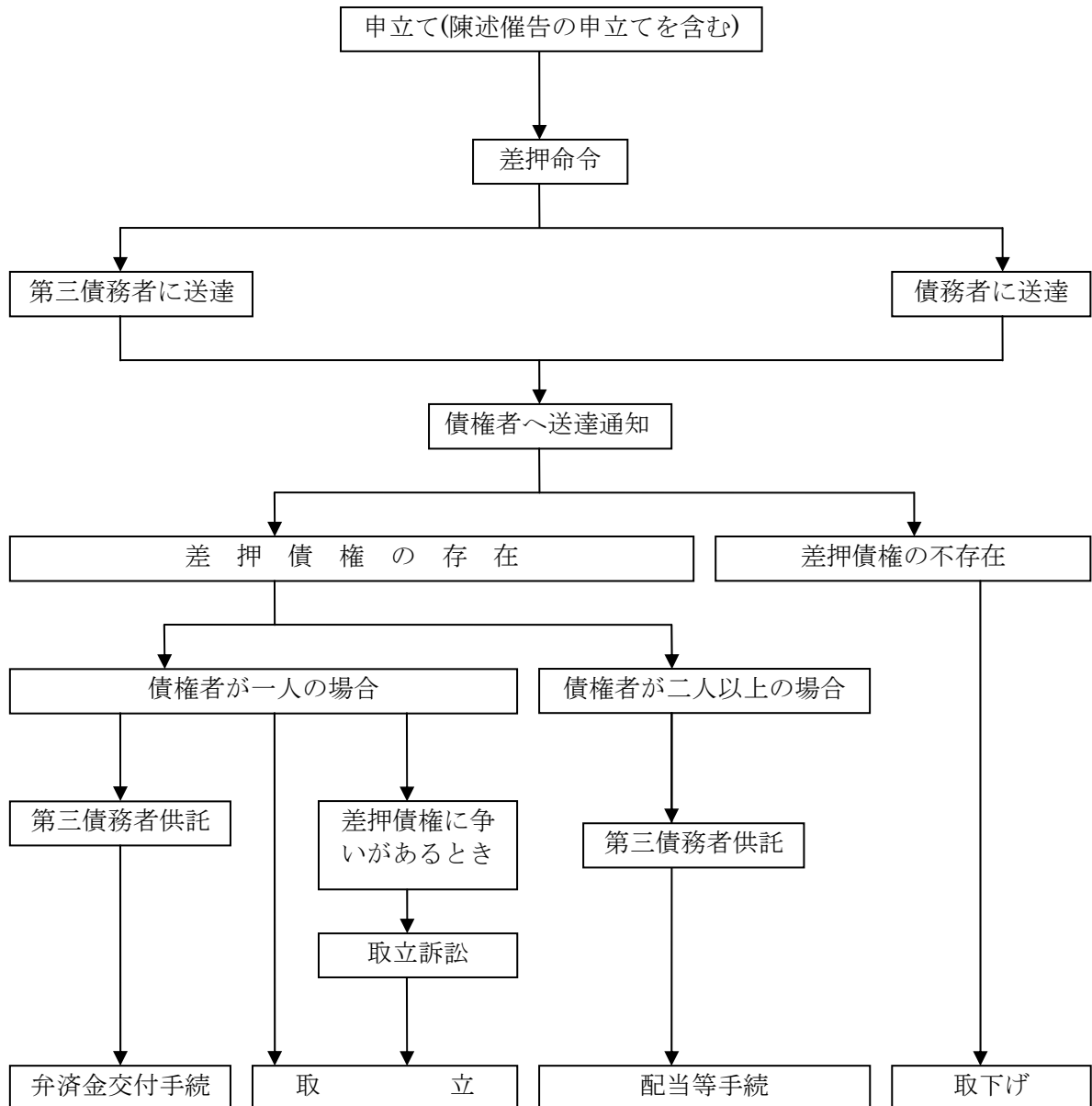


債権差押命令申立てをされた方(債権者)へ

1 債権執行手続の基本的な流れ

※ここに紹介した手続は、債権者の立場からの基本的なものです。



2 差押命令の送達完了まで

- (1) 差押命令がなされると、差押命令正本を第三債務者に発送し、その後に債務者に発送します。
- (2) 送達が完了した場合は、第三債務者及び債務者に対する送達日を記載した送達通知書を債権者へ郵送します。不送達になったときは、不送達になった旨通知します。

3 差押債権の取立てについて

(1) 陳述書

陳述催告の申立てをされると、第三債務者から陳述書が2通裁判所に届きます。その内の1通を裁判所から債権者に送付します。

(2) 取立権の発生・取立方法

送達通知書に記載された債務者に対する送達日から1週間を経過すると、債権者は第三債務者から債権の取立てをすることができます。例えば送達日が8月1日であれば、8月2日から1週間は8月8日であり、取立てが可能な日は8月9日からですので間違えないように注意してください。

取立てを行うには、債権者が第三債務者に連絡をし、例えば送達通知書及び差押命令正本を第三債務者に提示し、振込又は送金を依頼するなどの取立行為をしてください。第三債務者は、債務者に対する債務額以上の支払義務を負うものではありませんから、取立てに要する費用は債権者が負担することになります。また、第三債務者が支払義務を負うのは、差押債権目録記載の債権額そのものではなく、その債権額の範囲で現実に存在する額に限られますから、陳述書で確認してください。

(3) 第三債務者が供託したとき

第三債務者が差押えにかかる債権を供託したときは、債権者は取立てはできません。裁判所が配当等の手続を行うこととなりますが、当裁判所あるいは異なる裁判所から債権者に連絡があります。

4 差押債権に争いがある場合

差押えにかかる債権の存否や額について、第三債務者と債権者、あるいは第三債務者と債務者との間で争いがあるときは、取立訴訟という裁判手続で解決する方法もあります。

5 取立届・取下書の提出について

(1) 取立(完了)届の提出

第三債務者から債権を取り立てたときは、その都度、取立届を裁判所に提出してください。その際の使用印は、債権差押命令申立書と同一のものを使用してください。差押債権目録記載の債権を全額取り立てたときは、取立完了届を提出してください。

(2) 取下書の提出

(ア) 第三債務者の陳述書に差押えにかかる債権がない旨の記載があり、債権者がそのことを争わないとき

(イ) 事実上取立ては完了したが取立額が差押債権目録記載の金額に達しなかったとき

(ウ) 弁済があったり、話し合いの成立などで途中で取立てをやめるとき

上記の場合は、取下書を提出してください。取下書の使用印は債権差押命令申立書と同一のものを使用してください。なお、少しでも取立金がある場合は、取下書の末尾に「既に取

り立てた分を除く」と記載する必要があります。

(3) まとめ

取立完了届又は取下書の提出により事件は終了し、残債権があれば債務名義の還付を求めることができます。債務名義の還付申請は、できる限り取立完了届又は取下書と同時に提出してください。

なお、取下書や債務名義還付申請の際に添付すべきものは下表のとおりです。

取下書	<ul style="list-style-type: none">・取下書3通(債務者・第三債務者複数の場合はこれらの数+1通)・82円切手(債務者・第三債務者の数)
債務名義還付申請書	<ul style="list-style-type: none">・還付申請書・請書各1通・返信用封筒(簡易書留・切手450円貼付)